

重要事項説明書（介護予防通所サービス）

1 事業所の概要

令和6年4月1日改訂

(1) 事業所の名称等

事業所名	公立みつぎ総合病院介護予防センター
所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
事業所指定番号	3471101497
管理者	佐藤 妙子
連絡先	0848-76-2821
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町・原田町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町

(2) 公立みつぎ総合病院介護予防センターの運営方針

公立みつぎ総合病院の併設事業として、公立みつぎ総合病院介護予防センターを開設し、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(3) 事業所の職員体制

職種		業務内容
管理者	1名	管理業務
看護職員	3名	看護業務
生活相談員	2名	相談業務
機能訓練指導員	3名	理学療法
歯科衛生士	1名	口腔衛生関連業務
介護職員	2名	介護業務
管理栄養士・栄養士	2名	栄養管理業務
事務職	1名	事務業務

(4) 営業日時

定員	1日あたり 15名
営業日	火曜日～金曜日
営業時間	9:30～14:30

※事業実施場所の「尾道市みつぎいきいきセンター」が、天災・災害等により避難所開設となる場合は休業します。

(5) 事業主体の概要

事業主体	尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者 突沖 満則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表）
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
尾道市御調町の介護保険サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、介護予防通所サービス、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ホームヘルパーステーション等

2 サービス内容

- ・介護予防通所サービス計画の立案
- ・食事（昼食 12時00分～）
- ・医学的管理・看護
- ・介護（介護指導）
- ・運動器の機能向上等にかかるサービス
- ・栄養改善（栄養食事指導ほか）にかかるサービス
- ・口腔機能向上にかかるサービス（歯みがき、義歯清掃、健口体操等）
- ・送迎サービス
- ・相談援助サービス
- ・その他

3 協力医療機関等

当センターでは、公立みつぎ総合病院の協力のもとに利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応を行います。

- ・協力医療機関
 - ・名称 公立みつぎ総合病院
 - ・住所 広島県尾道市御調町市124番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 公立みつぎ総合病院
 - ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用者の緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 センター利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙はできません。
- ・火気の取り扱いには注意して下さい。
- ・設備・備品の利用にあたっては、当センターの許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は原則として利用者で行っていただきます。
- ・センター内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。

5 虐待防止のための措置

センターは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行います。
- ・虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。

センターは、サービス提供中に、当該センター職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町に通報するものとします。

【身体的拘束・行動制限】

センターは、利用者に対して身体拘束は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、所長が判断し理由を記録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

6 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー，消火器，消火栓
- ・防災訓練 年2回

7 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

センターは、当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8 業務継続計画の策定

センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

センターは職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 個人情報の開示

当センターでは、利用者の個人情報の開示については「個人情報の保護に関する規定」にしたがって進めています。

10 相談窓口、苦情対応

当センターには生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、要望やご意見などお気軽にご相談ください。

また、サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員及び当事業所管理者のほか、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2495 FAX番号 0848-77-0033 責任者 所長 内海 香恵 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15
-----------------	--

○次の公的機関においても、要介護認定に係る問い合わせ・苦情申出等の相談ができます。

利用者お住まいの市町の介護	尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2235 FAX番号 0848-77-0033 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15
	尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 広島県尾道市久保1丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15
	府中市健康福祉部介護保険課 介護福祉係	所在地 広島県府中市府川町315番地 電話番号 0847-40-0222 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15

保 險 担 当 課	世羅町福祉課 高齢者地域包括支援係	所在地 広島県世羅郡世羅町本郷947番地 電話番号 0847-25-0072 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15
	その他の市町の場合も、その市町の介護保険担当課に相談することができます。	
	広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15
	広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般	所在地 広島市南区比治山本町12番地2 電話番号 082-254-3419 FAX番号 082-569-6161 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15
	広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 (代表) FAX番号 0848-25-2461 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15

公立みつぎ総合病院介護予防センターの利用者負担額について
(介護予防通所サービス)

○利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

①共通のサービス (尾道市・府中市)

- ・事業対象者・要支援1・2 (週1回程度利用) 1月につき 1,798単位
- ・事業対象者・要支援2 (週2回程度利用) 1月につき 3,621単位

共通のサービス (世羅町)

- ・事業対象者・要支援1 (月1回～4回利用) 1回につき 436単位
- ・事業対象者・要支援2 (月5回～8回利用) 1回につき 447単位

②選択的サービス

- ・栄養改善加算 1月につき 200単位
(元気で過ごすことを目的に食生活・栄養面から個別に実施される栄養改善サービス)
- ・口腔機能向上加算 1月につき 150単位
(楽しく安全に食べられることを目的に個別に実施される口腔ケア, 摂食・嚥下訓練等)
- ・一体的サービス提供加算 1月につき 480単位
(栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施)

③生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき 200単位

(生活機能の維持・向上を目的とし外部の理学療法士等の専門職と連携し評価する)

④口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 6か月に1回 20単位

(介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行った場合を評価する)

⑤科学的介護推進体制加算 1月につき 40単位

(利用者情報を電子情報システムで厚生労働省に提出、フィードバックにより質の高い介護を提供する)

⑥送迎なし減算 片道につき -47単位

(事業所が送迎を行わない場合)

⑦サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

- ・週1回程度利用 1月につき 72単位
- ・週2回程度利用 1月につき 144単位

(介護職員の常勤換算総数のうち、介護福祉士の常勤換算総数が50%以上であること)

⑧介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 1月につき 所定単位数の80/1000

※原爆被爆者の方はここまでの自己負担は免除になります

(府中市) 法定代理受領分: 府中市が定める額 (1割・2割・3割)

法定代理受領分以外: 府中市が定める額

(世羅町) 法定代理受領分: 世羅町が定める額 (1割・2割・3割)

法定代理受領分以外: 世羅町が定める額

(※別紙で利用料説明)

(2) 保険給付以外の費用

・その他費用

利用者の希望により実施する行事に要する費用、各種証明書や文書料については、別途料金（実費）となります。

(3) 支払い方法

・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- | |
|---|
| <p>○平成27年8月から、介護サービスの利用者負担は所得に応じた負担割合となりました。
当事業所では、介護保険負担割合証に応じて対応させていただきます。</p> <p>○平成30年8月から、介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、一定以上の所得がある方は2割・3割負担となります。（市からの通知により）</p> |
|---|

令和6年6月1日改定

< 公立みつぎ総合病院介護予防センター 料金表 >

【介護予防通所サービス】 総合事業 「A6」

項目(1か月あたり)		月額包括単価	
		要支援1・2 事業対象者 (週1回利用)	要支援2 事業対象者 (週2回利用)
基本報酬	通所型独自サービス	1,798	3,621
選択的 サービス	栄養改善加算	200	200
	口腔機能向上加算	150	150
	一体的サービス提供加算(栄養改善+口腔機能向上)	480	480
生活機能向上連携加算Ⅱ		200	200
科学的介護推進体制加算		40	40
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ※6か月に1回		20	20
送迎なし減算 ※片道につき1回		-47	-47
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		72	144
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(所定単位×80/1000)			
保険給付の自己負担額の合計(1か月あたり)			

- ・ サービス費用の1割、一定以上の所得がある人は2割又は3割
- ・ 原爆被爆者の方は免除

令和6年6月1日改定

＜ 公立みつぎ総合病院介護予防センター 料金表 ＞

【介護予防通所サービス】 世羅町・総合事業 「A6」

項目(1か月あたり)		月額包括単価	
		要支援1 事業対象者 (月1回～4回)	要支援2 事業対象者 (月5回～8回)
基本報酬	通所型独自サービス(※回数)	436	447
選択的 サービス	栄養改善加算	200	200
	口腔機能向上加算	150	150
	一体的サービス提供加算(栄養改善+口腔機能向上)	480	480
生活機能向上連携加算Ⅱ		200	200
科学的介護推進体制加算		40	40
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ※6か月に1回		20	20
送迎なし減算 ※片道につき1回		-47	-47
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		72	144
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(所定単位×80/1000)			
保険給付の自己負担額の合計(1か月あたり)			

・ サービス費用の1割、一定以上の所得がある人は2割又は3割

・ 原爆被爆者の方は免除

令和6年6月1日改定

重要事項説明書（基準緩和型通所サービス）

1 事業所の概要

令和6年4月1日改訂

(1) 事業所の名称等

事業所名	公立みつぎ総合病院介護予防センター
所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
事業所指定番号	3471101497
管理者	佐藤 妙子
連絡先	0848-76-2821
通常サービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町・原田町

(2) 公立みつぎ総合病院介護予防センターの運営方針

公立みつぎ総合病院の併設事業として、公立みつぎ総合病院介護予防センターを開設し、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の心身の特性を踏まえて、身体機能の維持又は向上及び介護予防に資すると考えられる各種サービスを提供することにより、要介護状態等となること及び閉じこもりの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の予防及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(3) 事業所の職員体制

職種		業務内容
管理者	1名	管理業務
介護職員	1名	介護業務

(4) 営業日時

定員	1日あたり 15名
営業日	月曜日
営業時間	13:30～16:30

※事業実施場所の「尾道市みつぎいきいきセンター」が、天災・災害等により避難所開設となる場合は休業します。

(5) 事業主体の概要

事業主体	尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者 突沖 満則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表）
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
尾道市御調町の介護保険サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、介護予防通所介護・介護予防通所サービス、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ホームヘルパーステーション等

2 サービス内容

- ・筋力運動、バランス運動、体操等
- ・レクリエーション
- ・手芸等の手作業
- ・勉強会
- ・送迎
- ・その他、必要とされる事項

3 協力医療機関等

当センターでは、公立みつぎ総合病院の協力のもとに利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応を行います。

- ・協力医療機関
 - ・名称 公立みつぎ総合病院
 - ・住所 広島県尾道市御調町市124番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 公立みつぎ総合病院
 - ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用者の緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 センター利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙はできません。
- ・火気の取り扱いには注意して下さい。
- ・設備・備品の利用にあたっては、当センターの許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は原則として利用者で行っていただきます。
- ・センター内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。

5 虐待防止のための措置

センターは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行います。
- ・虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。

センターは、サービス提供中に、当該センター職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町に通報するものとします。

【身体的拘束・行動制限】

センターは、利用者に対して身体拘束は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、所長が判断し理由を記録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

6 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

7 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

センターは、当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8 業務継続計画の策定

センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

センターは職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 個人情報の開示

当センターでは、利用者の個人情報の開示については「個人情報の保護に関する規定」にしたがって進めています。

10 その他

当センターには生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、要望やご意見などお気軽にご相談ください。

そのほか、備え付けの「ご意見箱」をご利用ください。

(電話0848-76-2821)

< 公立みつぎ総合病院介護予防センター 料金表 >

【基準緩和型通所サービス】

項目		月額包括単価	
		週1回	
		送迎あり	送迎なし
基本報酬(1か月あたり)	緩和型通所	1,509	1,186
・ 加算等なし			
・ サービス費用の1割、一定以上の所得がある人は2割又は3割			
・ 原爆被爆者免除なし			

令和6年4月1日改定